

○第9期（令和7年度～令和8年度）介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋前年の課税年金収入額が80.9万円以下の方	基準額×0.285	25,300円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋前年の課税年金収入額が80.9万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	43,000円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋前年の課税年金収入額が120万円超の方	基準額×0.685	60,800円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋前年の課税年金収入額が80.9万円以下の方	基準額×0.9	79,900円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階以外の方	基準額	88,800円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	106,500円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	115,400円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	133,200円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	150,900円
第10段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	168,700円
第11段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	186,400円
第12段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	204,200円
第13段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	213,100円